

～吹田市排水設備指定工事店の皆様へ～

# 排水設備工事の手引き

(確認申請・助成金・融資あっせん)

令和3年4月

吹田市下水道部管路保全室

## 目 次

1. 排水設備の指定工事店制度について	1
2. 排水設備(水洗化)工事について	
(1) 排除方式(分流式・合流式)	1
(2) 公共樹の確認	1
3. 排水設備計画確認申請書の提出について	
(1) 排水設備計画確認申請書の作成について	2
(2) 汚水と雨水の区分	3
(3) 排水設備の接続方法、構造について	3
4. 完了検査について	4
5. 助成制度について	5
6. 融資あっせん制度について	
(1) 融資を受けられる要件	5
(2) 融資限度額	6
(3) 返済方法	6
(4) 申込み方法	6
(5) 必要書類	6
(6) [記入欄]について	6
(7) 融資の実行	7
(8) 指定金融機関	7

## 1. 排水設備の指定工事店制度について

本市では、吹田市下水道条例において排水設備（これに接続する除外施設を含む。以下同じ。）の新設、増設又は改造、切替え（以下「新設等」という。）の設計及び工事の施行は、排水設備の工事に関し技能を有する者として市長が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができないことを定めています。

排水設備工事の施行状況が下水道に直接影響するので、指定工事店は公共下水道施設の機能を守るため法令並びに条例および規則を遵守し、設計、施工をしなければなりません。

### 参考 吹田市 排水設備指定工事店について

（吹田市下水道条例、吹田市排水設備指定工事店に関する規則 抜粋）

- 1 大阪府内に営業所を有すること。（条例第9条1）
- 2 専属の責任技術者を有すること。（条例第9条2）
- 3 **申請の内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。**  
（規則第6条、第7条）
- 4 名義を貸与し、又は工事の全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。（規則第12条）
- 5 指定及び指定の更新の**有効期間は、5年**とする。（規則第8条）また、排水設備工事の委託を受けたときは、誠実かつ迅速に施行しなければならず、正当な理由のない限りこれを拒んではならない。（規則第9条）これらの規定の要件を欠いたり、違反した場合は、市長は指定工事店の指定を取り消し、又は停止することができる。（規則第15条）

## 2. 排水設備(水洗化)工事について

処理区域内において、排水設備の新設等をしようとする者は、工事着手前に必要書類を添えてその排水設備計画が下水道法及び下水道法施行令並びに条例、規則等に適合していることについて市長の確認を受けなければなりません。

### （1）排除方式（分流式・合流式）

本市には、分流区域と合流区域があります。（下水道台帳でご確認ください）

新設等申請者から委託を受けたときは、当該区域の処理分区と排除方式を確認して申請書を作成してください。また、雨水の流出を抑制する施設（浸透枳・雨水貯留槽等）が設置されている敷地については、適切に利用できるよう計画してください。

### （2）公共枳の確認

宅地内の下水を排除するために、道路に接する民地に公共枳を設置しています。（道路内に設置している場合もあります。）

宅地内排水の接続については、公共枳の深さで可能か否か調査してください。

種々の理由により設置していない場合がありますので現地確認をしてください。深さ

不足、設置されていない場合等は本市と協議してください。

### 3. 排水設備計画確認申請書の提出について

指定工事店は、排水設備の新設等申込み者から委託を受けたときは、申込みに必要な手続きを行わなければなりません。(工事着手予定日の7日前までに提出してください。)

#### (1) 排水設備計画確認申請書の作成について

##### ① 提出書類

ア 排水設備計画確認申請書 (2部)

※2部とも申請者本人による自署又は記名押印が必要

イ 位置図

ウ 排水設備計画平面図 (2部)

エ その他市長が必要と認める書類

※ディスポーザー排水処理システムを設置しようとする時は、ディスポーザー排水処理システム設置に係る排水設備計画確認申請書等の添付書類等要領より必要書類を添付してください。

##### ② 排水設備計画平面図について

次の事項について、注意の上作成のこと。

ア 複数階ある場合、各階作成。

イ 各階同じ排水計画の場合、代表平面図に●階～○階図と図面表示の上、図面の省略可能。

ウ 敷地(申請地)境界及び方位記入。

エ 建物内の水廻り施設及び雨水を排除する施設の位置、公共ますの位置記入。

オ 設置する排水管の内径、延長、使用品種、ますの内径、枝管径の記入

カ 排水設備の表示方法(系統等により色分け必要)

新設排水管、ます・・・汚水系統 (赤色)

雨水系統 (青色)

ディスポーザー (緑色)

既設排水管、ます・・・汚水雨水共 (黒色)

※添付図面には、室外機、ゴミ置き場など記号や文字により排水元を明記してください。また記号の場合凡例をつけてください。

※注意 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その所有者の承諾(又は同意)を必ず得ること。

## (2) 汚水と雨水の区分

下水の種類		分流式		合流式	
		汚水	雨水		
汚水	①水洗便所	○		○	
	②台所・風呂・洗濯・洗面所	○		○	
	③野外洗い場	○		○	
	④冷却水	○		○	
	⑤プール	○		○	
	湧水	⑥地下構造物からの湧水	○		○
		⑦工場・事業場の生産活動による排水	○		○
		⑧その他雨水以外の排水	○		○
雨水	①雨水		○	○	
	②地表に流れてくる湧水		○	○	
	③その他の自然水		○	○	

※地下構造物からの湧水や、水道水以外の水を使用し下水道へ放流する場合などは「公共下水道排除汚水量認定申請書」の提出が必要です。手続きに関しては管路保全室、下水道使用料に関しては経営室庶務担当にお問い合わせください。  
(様式は吹田市ホームページからダウンロードできます)

## (3) 排水設備の接続方法、構造について

(吹田市下水道条例、吹田市下水道条例施行規則抜粋)

※「吹田市下水道関係法規」の最新版は、吹田市ホームページからダウンロードできます。基準、規定等の確認に御活用ください。

### ① 汚水排水管内径 (条例第7条4)

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上
300人以上600人未満	200ミリメートル以上
600人以上	250ミリメートル以上

### ② 雨水排水管内径 (条例第7条5)

排水面積	排水管の内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上
200平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上
600平方メートル以上	200ミリメートル以上

③ 枝管の内径 (規則第5条1)

枝管の種類	枝管の内径
小便器、手洗器、洗面器、浴槽（家庭用）及び炊事場への接続	50ミリメートル以上
大便器への接続管	75ミリメートル以上

④ ますの内のり (規則第5条2)

種 類	ますの内のり
ア 内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの	150ミリメートル以上
イ 内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの	300ミリメートル以上
ウ 内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超えるもの及び内径が200ミリメートルを超え300ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートルを超え706.5平方センチメートル以下の排水渠のます	400ミリメートル以上
エ 内径が300ミリメートルを超える排水管又は断面積が706.5平方センチメートルを超える排水渠のます	500ミリメートル以上

※吹田市開発事業の手続き等に関する条例により、浸透柵の設置が義務付けられている区画があります。既設の浸透柵を取り替える必要がある場合は、新たに同様の機能をもつ浸透柵にしてください。

#### 4. 完了検査について

排水設備工事が完了すれば速やかに「排水設備の新設等の完了および下水道使用開始等届出書」としゅん工図面を市に届け出て、責任技術者立会いのうえ、本市の検査を受けなければなりません。

この結果、不相当と判断したときは本市が定める期間内に改修しなければなりません。

##### 提出書類

- ①排水設備の新設等の完了および下水道使用開始等届出書（2部）

※2部とも申請者本人による自署又は記名押印が必要

- ②完了図（1部）

- ③位置図（1部）

- ④その他必要な書類

ア 改造・切替えに伴う助成金の交付を受けようとするとき

水洗便所改造等助成金交付申請書（1部）

## 5. 助成制度について

本市では処理区域内でくみ取り便所を改造および浄化槽を切替工事する場合に、工事費の一部を助成する制度を設けています。（ただし新設・増設は除きます。）助成金は、手続き完了後申請者へ直接振込みます。

### 提出書類

- ①（工事完了後提出）  
水洗便所改造等助成金交付申請書(1部)
- ②（助成金交付決定後提出）  
水洗便所改造等助成金請求書兼振替依頼書(1部)

### 助成金の額

大便器（くみ取りの場合）		1個につき	10,000円
浄化槽切替	(10人槽以下)	1槽につき	10,000円
	(10人槽を超える)	大便器の設置数が最も多い階の大便器の数に10,000円を乗じて得た額	

## 6. 融資あっせん制度について

水洗便所の改造工事を行うとき、所定の要件を満たしている場合には、市のあっせんで指定金融機関から融資を受けることができます。（ただし、新設・増設は除きます。）融資あっせんの時期は工事費を確定するため工事の完了検査の合格後になります。

### (1) 融資を受けられる要件

#### [申込人]

- ①大阪府下（一部を除く）在住で、独立の生計を営むものであること。
- ②借入金の償還能力を有すること。
- ③市税（市府民税・固定資産税等）、下水道受益者負担金等を納入していること。
- ④自己資金のみでは改造資金の全部を一時に負担することが困難であること。
- ⑤償還能力を有する確実な保証人があること。

#### [保証人]

- ①独立の生計を営む者であること。
- ②大阪府下（一部を除く）在住で、融資を受けたものにかわって償還できる確実な能力を有するものであること。

(2) 融資限度額

大便器（くみ取りの場合）		1個につき50万円。2個以上の場合、1個増すごとに30万円を加えた額。
浄化槽切替	(10人槽以下)	1槽につき30万円。
	(10人槽を超える)	大便器の設置数が最も多い階の大便器の数に15万円を乗じて得た額に30万円を加えた額。

(3) 返済方法

借入の翌月から元利均等36か月分割払いです。利息はアド・オン方式年2.5%（実質年率4.86%）ですが融資の償還完済後、利息相当額（延滞利息は含まない。）を市から申込人に交付します。

(4) 申込み方法

工事完了検査合格後、必要書類を添えて下水道部管路保全室排水設備担当まで提出してください。

(5) 必要書類

[申込人]

- ①水洗便所改造資金融資あつ旋申込書（様式第1号）
- ②水洗便所改造資金融資申込書（様式第2号）
- ③納税証明書（最新年度、納付税額と未納税額が記載されたもの）
- ④印鑑証明書

[保証人]

- ①印鑑証明書

**<注意> 工事の完了検査に合格してから印鑑証明書を用意してください。**

(6) [記入欄]について

[申込人記入欄]

- ①必ず申込人本人が直筆で記入してください。
- ②印鑑は実印を押印してください。
- ③氏名は印鑑証明書と同じ文字でわかりやすく書いてください。
- ④項目すべてに記入し、特に電話番号、職業、平均月収額、借入申込人との関係は漏れのないように記入してください。
- ⑤希望金融機関は支店名まで記入してください。



[保証人記入欄]

- ①必ず申込人本人が直筆で記入してください。
- ②印鑑は実印を押印してください。
- ③氏名は印鑑証明書と同じ文字でわかりやすく書いてください。
- ④項目すべてに記入し、特に電話番号、職業、平均月収額、借入申込人との関係は漏れのないように記入してください。

(7) 融資の実行

融資あっ旋を受けた指定金融機関が審査し、融資実行の決定を指定工事店と申請者双方に通知します。

(8) 市のあっ旋できる指定金融機関

北おおさか信用金庫

支店	所在地	電話番号
吹田支店	吹田市朝日町 5-32	06-6381-4321
片山支店	吹田市片山町 3-16-19	06-6387-3441
豊津支店	吹田市垂水町 2-2-37-101	06-6384-1462
江坂駅前支店	吹田市豊津町 14-15	06-6386-3361
千里丘支店	摂津市千里丘 2-13-19	06-6388-0581
正雀支店	摂津市正雀本町 1-33-12	06-6381-4481